



遠野市下水道BCP(業務継続計画)について

【発表の要旨】

災害発生時に市民のライフラインである下水道の機能を維持または早期回復するための処理マニュアルを策定したのでお知らせします。

【発表の内容】

1 趣旨

災害発生により市民のライフラインである下水道処理機能が停止した場合、生活排水の使用、公衆衛生に関わる諸問題が発生することが予測されることから、復旧するまでの間、代替手段により同様の機能を確保するため遠野市下水道BCP(事業継続計画)を平成25年3月29日に策定しました。

なお、**同業務継続計画の策定は県内初**となります。

※BCP=Business Continuity Plan/ビジネス コンティニューイティ プランの略

2 発動基準

市内に**震度5強以上**の地震が観測された場合に市役所西館水道事務所内(倒壊等により使用できない場合は大工町の遠野浄化センター)に下水道対策本部を設置し、被害状況の確認を行うとともに、適当な処置を講じます。

3 体制

◇本部長(環境整備部長)	全体統括、市災害対策本部への報告等
◇副本部長(下水道担当課長)	本部長の補佐、関連行政部局や民間企業との調整等
◇総務班	職務環境、各班との調整
◇情報班	情報収集、住民対策、関連行政部局との連絡等
◇調査・復旧班	被害状況調査計画の策定と実施、復旧時の設計及び積算等
◇調達班	資機材の調達・運搬、一時避難用トイレの設置等

4 対応範囲

(1) トイレ機能の確保

マンホールを活用した一時避難用トイレの設置、管きょ内の生活雑排水の汲み取り等、市民の不安、不便の解消を図ります。

(2) 公衆衛生の保全

処理機能の低下もしくは停止した場合、沈殿・消毒処理を行った汚水を放流先管理者と調整の上、円滑に河川への放流を行います。

(3) 浸水被害の防除

管路施設等に浸水被害が想定される場合、事業所等に応援を要請し、排水ポンプ車等による水防活動を行います。

(4) 交通障害の発生防止による応急対策活動の確保

浮上したマンホールが通行の妨げとなる場合、マンホール上部をカットし、交通障害を解消します。

5 行動内容（概要）

時間	行動内容
地震発生直後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来訪者、職員の安否確認 ・ 負傷者の手当て ・ 来訪者を安全な場所（屋外や広い会議室）へ避難誘導 ・ 夜間や休日は本部設置予定場所に自動参集
～1時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁舎西館2階水道事務所（もしくは遠野浄化センター）内に、環境整備部長を本部長とする下水道対策本部を設置する
～2時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁舎西館の使用可否点検（建物、電気、電話、水道等） ・ 汚水処理根幹施設である遠野浄化センターの点検（維持管理委託業者に依頼） ・ パトロール時に、被災箇所へバリケード、コーンを設置（直営で対応）
～3時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既にわかっている被害状況の第1報を本部へ報告（口頭、電話、FAX、メール） ・ 降雨による浸水被害や、下水管破損による溢水被害が予想される場合は、仮設ポンプでの排水やバキュームカーを所有する業者に協力を依頼する
～6時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道事務所上水道係、建設課、県土木センター等と情報共有 ・ 県下水環境課へ情報提供 ・ 処理場の放流先が1級河川であることから、河川管理者（県土木センター）と連絡調整
～12時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況を本部に報告、及び関連行政部局へ情報提供 ・ 下水道台帳等重要データを確認し、保護
～24時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管路施設の陥没や隆起による二次災害が起きないように、台帳を基に数班に分かれて全路線をパトロール（下水道管総延長 122km、マンホール全 3,403箇所） ・ 被災箇所の応急復旧工事を業者へ指示 ・ 被災施設の復旧見込みを業者と検討し、復旧スケジュールを災害対策本部へ報告 ・ 支援が必要な場合は関連行政部局と調整
～72時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 溢水が生じた場合は、仮設ポンプ、仮設配管、備蓄資材を駆使して応急処置に努める ・ 資材、作業員が不足する場合は、対応支援を機器所有業者に要請

担当	環境整備部水道事務所（佐々木） 電話 0198-62-2111（内線 860353）
----	---